

労働関係情報 CU掲示板 2021年4月15日

お知り合いや友人、団体、組織内での転送、回覧を、よろしく申し上げます

【 労働組合って ストや宣伝行動など してもいいの ? 】

● 【 立ち読み 知識 ⑥ 】 ● 従業員30名ほどの機械製造職場ですが労働組合がありません。別会社の友人は労組に入っていて、「メーカー当日は、コロナで中央集会には参加しないが、二時間のストライキをして、食事がてら社内食堂で、組合員が集まって、会社や都や政府に対する要求を確認して、交渉の準備をする」と言っています。そんな政治がらみの事やストライキをするなんて、問題ではないのですか 【回答】 はい。問題はありません。日本の憲法は、

一人ひとりの勤労者、つまり失業者を含め働いて暮らしている人には「団結する権利及び団体交渉その他団体行動をする権利を保障する」（憲法第28条）とされています。貴方の労働基本権、あるいは労働三権と言います。

これは誰の許可も要らない権利です。それを具体的に保証するために労働組合法がいろいろな権利や手続きを定めています。まずは、宗教活動や暴力や恐喝などでは無い、正当な労働組合活動に対しては、交渉やスト、宣伝行動で業務に損害が生じて、民事事件としての損害賠償請求はできない（労働組合法第8条）し、警察沙汰の刑事事件にしてはいけない（同法第1条・刑法第35条）と。そして、使用者に対しては、これらの権利を尊重せず、嫌悪し制限し抑圧し、支配介入し不利益な扱いをすることを「不当労働行為」（労働組合法第7条）として禁止し、これらの違反行為に対しては、労働組合や労働者は労働委員会への申し立て、審査と謝罪や救済命令の請求、裁判提訴ができ、その命令や確定判決に従わない使用者に対しては、禁固刑や懲役、百万円以下の罰金などが定められています。

労働組合法第2条では、共済や福利事業のみを目的とするものと、主として政治活動又は社会運動を目的とするものは労働組合としては認めず、自主的に労働条件の維持改善、その他経済的地位の向上を図る目的ならば、上記の三権、結成や加入はもちろん、交渉や宣伝、スト等の権利が保障される、となっています。つまり、経営内での労働条件の改善以外にも、社会的地位の向上や政治経済政策にかかわる課題などに取り組むことは合法なのです。仲間を誘って、相談に来てください。

CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館1階 TEL03-3946-9277 FAX03-5395-3242

(組合費 月2000円、内1000円は労働共済費。協力組合員1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、当面、首都で個人加盟3千名を目標に拡大中。

中小企業家との共同・連携、市民と野党の共同も追及。詳細はCU東京のHPをどうぞ。お問い合わせ・情報のご提供は、直接ご返信か、maezawa-dan@cutokyo.jp 前澤 檀まで)